

## お 願 い

この度は、工事下請注文書又は工事下請基本契約書をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、工事下請注文書をご使用になる際、“履行遅滞の遅延利息”と“過払の返還利息”の%欄は **2.7** と記入してください。

利息の率は、下記の財務省告示を参考に決めています。

本来でしたら、利息の率は工事下請注文書に印刷しておくべきですが、下記の変遷のとおり、直近の数年は毎年のように改正されていますので、あらかじめ印刷しておくことができません。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める財務省告示の変遷

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定 8.25%

↓

平成	25年4月1日	3.0
	26年4月1日	2.9
	28年4月1日	2.8
	29年4月1日	2.7

また、平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書については、印紙税が軽減されることが国税庁より発表されております。

注文請書の裏面に記載してある金額と異なりますので、以下の通り適用してください。

	200万円以下	200円
200万円超	300万円以下	500円
300万円超	500万円以下	1千円
500万円超	1千万円以下	5千円
1千万円超	5千万円以下	1万円
5千万円超	1億円以下	3万円
1億円超	5億円以下	6万円
5億円超	10億円以下	16万円
10億円超	50億円以下	32万円
50億円超		48万円

元号が「令和」と改元されることが発表されましたので、工事下請注文書及び工事下請基本契約書については、令和元年5月以降、「平成」に二本線を引き訂正印を押し、その上段に「令和」と記載してください。

また、工事下請注文書、工事下請基本契約書の欄外には下記のとおり記載されますようお願い申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

## 記

工事下請注文書	「追加八字削除八字」（西暦年で掲載の場合は「削除八字」）
工事下請基本契約書	「追加四字削除四字」（西暦年で掲載の場合は「削除四字」）

# 注 文 書

令和  
~~平成~~

年 月 日

(下請負人)	
住 所	
氏 名	
(保 証 人)	
住 所	
氏 名	御中

(保証人欄は、保証人を立てる場合に使用する)

(元請負人)	
住 所	
氏 名	
(保 証 人)	
住 所	
氏 名	

(保証人欄は、保証人を立てる場合に使用する)

下記のとおり注文いたしますから、お引受の際は別紙注文請書をご提出下さい。なお、注文内容内訳はお見積書のとおりです。  
下請負契約の場合、この注文書に記載のない条件については、工事下請基本契約書・工事下請基本契約約款又は個別工事下請契約約款の定めによります。ただし、立替払などがあるときは、工事支払金と相殺することがあります。なお、金額欄の工事価格には解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用がある場合にはその費用を含みます。

担当者印			
------	--	--	--

物品の売買契約の場合は、裏面記載のとおりです。

コード番号	見積番号	金 額	支 払 条 件				
注 文 内 容		請 負 代 金 額 円	前金払	円	部分払	出来高・納入額の %	
件 名	場 所	〔 うち 工 事 価 格 〕 取引に係る消費税及び地方消費税の額	部分払	現金 %、手形	% (サイト 日)		
			完成払	現金 %、手形	% (サイト 日)		
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事に該当の有無		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない 該当する別紙(I~Ⅲ)に記入する	履行遅滞の 遅延利息(注)	年 % 14.6 %	過 払 の 返還利息	年 %	
工 令 和 期 ・ 納 令 和 期 (自) <del>平成</del> 年 月 日 (至) <del>平成</del> 年 月 日		請求締切	支 払	運 送	労 災 保 険	瑕 疵 担 保 期 間	
至急・即納		毎月 日	翌月 日	受注者 負 担	注文者 負 担	受注者 加 入	注文者 加 入
そ の 他						令和 <del>平成</del> 年 月 日まで	

(注) 個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者(特定建設業者を除く)との契約の完成払いにおいては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して50日を経過した日からの率は建設業法施行規則第14条で定める14.6%とする。

「追加八字削除八字」

# 工事下請基本契約書

元請負人.....と

下請負人.....とは、元請負人と発注者との契約（以下「元請契約」という。）にかかる工事（以下「元請工事」という。）を完成するため、元請工事の一部について、添付の工事下請基本契約約款と次の条項とに基づいて請負契約を結ぶ。

第1条 元請負人が注文し、下請負人が施工する個々の工事（以下「個別工事」という。）については、元請負人が下請負人に様式第1による注文書（以下「注文書」という。）を交付し、下請負人が元請負人に様式第2による注文請書（以下「注文請書」という。）を提出した時契約が成立するものとする。

第2条 この工事下請基本契約（以下「基本契約」という。）の存続期間は令和 年 月 日から平成 年 月 日からの1か年とする。なお、個別工事の工期が、基本契約の終了日以降にわたるときは、当該個別工事の契約が終了するまでの間この基本契約は効力を有するものとする。

この基本契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日  
平成

元請負人 住 所

氏 名 .....④

下請負人 住 所

氏 名 .....④

「追加四字削除四字」